

指定法人のあり方について

1. 背景

容器包装リサイクル法において、指定法人は、特定事業者の委託を受けて再商品化を行うこととされており、特定事業者は基本的に指定法人に委託をして再商品化を行っている。指定法人による再商品化事業者や分別基準適合物に対する検査、プラスチック製容器包装に係る総合的評価の実施、入札制度による競争原理の導入を通じ再商品化費用の低減を通じた効率化が図られている。このような中、ペットボトルについては落札価格が有償化し、店頭回収等の収集ルートが多様化が進んでいる。

2. 論点

○各論点について検討した上で、それにふさわしい指定法人の役割をどのように考えるべきか。

○欧州のグリーン・ドット制度のようなマーク制度の導入や、フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化、環境配慮設計推進の観点からの再商品化委託料金の価格設定等、制度運用の効率化に向けた課題について、指定法人が貢献できる役割について積極的に検討すべきではないか。

- ・ 欧州においてグリーン・ドットは、生産者責任組織とリサイクル義務履行の契約を締結した事業者に使用許可が与えられており、生産者責任組織に対して財政的な貢献をしていることを意味するマークとして、欧州を中心に 28 か国において使用されている。
- ・ フランチャイズチェーン加盟店舗は、指定法人との再商品化の契約において、本部を代理人とした契約（一括代理人契約）が可能であり、当該契約に基づき、本部が加盟店舗の委託料を一括して支払い、清算金を一括して受け取っている（平成 25 年度の指定法人における再商品化委託契約実績の総計に占める一括代理人契約のシェアは、事業者数ベースで 75%、金額（精算後）ベースで 4%）。
- ・ 再商品化委託料金の単価については、前年度の落札実績等をもとに次年度に要すると見込まれる再商品化費用を踏まえて指定法人が設定している。

- ・指定法人では、消費者に対するさらなる分別排出意識の醸成のため、ホームページにおいて、指定法人が引き取った分別基準適合物が素材ごとにどのような再商品化が行われているかの情報を、市町村ごとに日本地図から検索できる形で情報を掲載している他、シンポジウムの開催や、エコプロダクツ等の環境関連イベントへの出展等の啓発活動を行っている。
- ・我が国にはない欧州の指定法人における取組としては、プラスチック製容器包装から作られたペレットの品質に関する利用事業者とのコミュニケーション（ドイツ）やキャラクターを用いたテレビCMを通じた分別排出の促進の啓発（オランダ）が挙げられる¹。

¹ 環境省による欧州各国指定法人に対するヒアリング結果による（平成 26 年）